

## 公共空間

政 策 局

政策室  
都市開発室

総 務 局

工事検査課

都 市 局

道路整備課

誰もが利用しやすい公共施設及び公共空間の環境整備

### ①インクルーシブ条例に盛り込むべき内容

- バリアフリー法が目指す「できるだけ多くの人を救う」という考え方と、明石市が目指す「誰も置いて行かない」という方向性を、どのように埋めていくかをまず理念として示す必要がある。【検討会】  
⇒（案）法の考え方を踏まえた市の考え方を規定する。
- ハード整備をした後で不備に気づいても後の祭り。事前に障害当事者の参加を得て一緒に考えていく取組が必要である。【障害当事者】
- 一度敷設された点字ブロックなどが継続的にチェックされることはない。既存の公共物を評価する「当事者評価」の考え方を盛り込んでほしい。【検討会】  
⇒（案）ユーザビリティの向上に係る仕組みづくりを検討する。

### ②各論条例や計画等に盛り込むべき内容

- 駅周辺の歩道は整備されてきているが、そこを外れると歩道が狭く、車いすと歩行者がすれ違うことが難しい歩道もある。駅前だけの整備に留まらず主要な道は整備してほしい。【検討会】
- 明石駅前にベンチなどの休憩場所が少ない。休憩場所は高齢者等の利用者が多く、数が足りていない。【障害当事者】
- 明石駅周辺の障害者用トイレや多目的トイレの現状を確認し、障害のある人だけでなくあらゆる市民が利用しやすいトイレ環境を整備してほしい。【障害当事者】

### ③具体的な取組として実践できる内容

- バスの乗降口にスロープがかけられるよう、バスをまっすぐに止められるロータリーを整備してもらいたい。【検討会】
- 点字ブロックが必要な方と、点字ブロックがあると困難を感じる方の中でどういった調整ができるかといった課題がある。【検討会】